

【学校いじめ防止基本方針】

松徳学院中学校・高等学校

1. はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は、その身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、いじめをきっかけに傷ついたり、悩んだり、登校しづらくなったりする生徒もいる。また、近年は情報機器を介したいじめ等をはじめ、その態様も複雑化・多様化してきており、学校だけでは対応が困難な事案も増加してきている。いじめ問題への対応は学校として大きな課題である。

このような現状を踏まえ、平成25年9月に、いじめ防止対策推進法が施行され、各学校に、学校いじめ防止基本方針の作成が義務づけられた。その後、この法や国の基本方針に基づき、平成26年4月には島根県の基本方針が、また同年6月には松江市の基本方針が策定されるに至った。

本校として、これらの法や方針に基づき、生徒が安心して学校生活を送り様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対応をいう。以下同じ。）に取り組むための方針をここに定める。またこの内容

は、策定後の状況変化に応じて、適宜見直しを行う。

2. いじめについて

(1) いじめの定義

「いじめ」とは当該生徒等と一定の人間関係にある生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方・認識

- ① 「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは決して許されない」、「いじめはいじめ側が悪い」
- ② 「いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの子にも起こり得る」、「誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得る」
- ③ 「いじめの防止等は学校・教職員の重要課題である」

(3) 具体的ないじめの態様

以下のようなものが考えられる。

冷やかされたりからかわれたりする、悪口や嫌な事を言われる、脅かされる、

仲間はずれ・集団での無視をされる、ぶつかられる・叩かれる・蹴られる等の暴力を受ける、金品をたかられたり盗まれたりする、金品を隠されたり壊されたり捨てられる、落書きをされる、嫌なことや恥ずかしいこと危険なことをさ

せたりさせられたりする，使い走りをやらされる，通信機器で誹謗中傷や嫌なことをされる。

3. いじめ防止等の指導体制・組織対応

(1) 日常の体制

いじめを未然に防止したり、早期に発見するための指導体制として「いじめ防止委員会」（別紙1参照）を設置する。その構成員は教頭，生徒指導部長，人権同和委員長，情報科主任，宗教科主任，中学部主任，高校各学年部主任とする。

(2) 緊急時の体制

いじめを認知した場合、直ちに「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの解決に向けた取り組みを行う。その構成員は校長，教頭，生徒指導部長，人権同和委員長，関係学年部主任・担任とする。必要に応じ、養護教諭，スクールカウンセラー，関係教員等を含める。

4. いじめの予防

いじめを起こさせない予防的取り組みとして教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学業指導の充実

- ・規範意識，帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、ひとりひとりに配慮した授業づくり

(2) 道徳教育の充実

- ・教科「キリスト教倫理」やホームルーム活動を通じた道徳教育のさらなる充実

(3) 特別活動の充実

- ・ボランティア活動の充実
- ・学校生活のあらゆる活動を通じた人権を尊重する精神の育成や望ましい人間関係づくり

(4) 人権教育の充実

- ・講演会等の開催

(5) 情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるモラル教育のさらなる充実
- ・情報モラル教室等講演会の開催

(6) 教育相談の充実

- ・担任面談の定期的実施
- ・アンケートQU等アンケートの活用
- ・スクールカウンセラーの活用

(7) 保護者との連携

- ・いじめ防止対策推進法，学校いじめ防止基本方針等のホームページ等による周知

5. いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための最重要ポイントは早期発見・早期対応である。生徒の言動や様子に十分留意し、いじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。別紙2に基づき速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめのサイン

- ・いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン・・・別紙3参照
- ・教室・家庭でのサイン・・・別紙4参照

(3) 相談体制の整備

- ・相談しやすい雰囲気づくり（担任・部活動顧問・スクールカウンセラー）
- ・面談の定期的実施

(4) 定期的調査の実施

- ・アンケートQU等のアンケートの実施

(5) 情報の共有

- ・報告の徹底
- ・学年会・職員会議等での情報共有
- ・入学時・進級時の情報の共有や引継ぎ

6. いじめへの対応

(1) 生徒への対応

①いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、ともに考える。
- ・温かい人間関係をつくる。
- ・状況に応じてスクールカウンセラーや外部専門家の協力を得る。

②いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面

を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行うことが重要である。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。
- ・心理的な孤独感・疎外感を与えないよう教育的な配慮を行う。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見てみぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。
- ・やめさせることができなくても、誰かに知らせるよう指導する。
- ・いじめに同調する行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。

(3) 保護者への対応

①いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。
- ・すみやかに事実関係を伝え今後の対応について情報提供を行う。

②いじている生徒の保護者に対して

事実関係を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮し継続的な助言を行う。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらおう。

③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・県総務課や関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけで解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

① 県総務課との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

② 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係（児童相談所等）との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活・環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神状態についての治療、指導・助言

⑤ 他校との連携

- ・他校生徒と関わりがある場合

7. ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

「文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する」、「特定の生徒になりすまし、社会的信用をおとしめる行為をする」、「掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載する」などがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

① 保護者への啓発

- ・フィルタリングをする。
- ・保護者の見守りを要請する。
- ・通信機器の契約責任者としての自覚を啓発する。

② 情報教育の充実

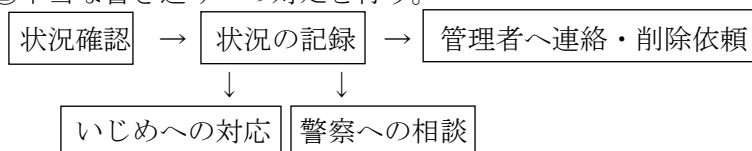
- ・教科「情報」における情報モラル教育の充実をはかる。
- ・ネット社会についての講話（防犯）を実施する。

(3) ネットいじめへの対応

① ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴えを聞く。
- ・閲覧者からの情報を収集する。

②不当な書き込みへの対処を行う。



8. その他の留意事項

(1) 組織的な体制

いじめへの対応は特定の教職員が抱え込むのではなく、いじめ対策委員会を中心として情報を共有し学校全体の問題として取り組む。

(2) 校内研修の実施

年1回程度は、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

(3) 学校相互間の連携体制

いじめを受けた生徒と行った生徒が複数の学校に在籍している場合は学校同士で情報の共有を図り該当の生徒、保護者に適切な支援・助言ができるよう学校相互の連携・協力を行う。

(4) 家庭との連携及び保護者への支援

学校の基本方針や取り組みについて保護者の理解を得るよう努め、協議する機会を設けることで家庭と連携した対策を推進する。

9. 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合

②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

③生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあった時

その時点で学校が「いじめの結果とは言えない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、県総務課に報告するとともに県総務課の設置する重大事態調査のための組織に協力する。

(3) 事実関係を明確にする調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ誰から行われ、どのような様子であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど可能な限り明確にする。

調査方法、いじめを受けた生徒や保護者に対する情報提供など今後の対応方法などについて、県総務課と相談し、決定する。

(4) 重大事態の調査組織の設置

必要に応じ、調査組織を設置する。構成は専門的知識及び経験を有し、当該事案の関係者との直接の人間関係又は利害関係を有しないものとし、公平性・中立性を確保する。

①いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合

- ・その生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先し事実認定を行う。
- ・いじめた生徒に指導を行い、いじめをやめさせる。
- ・いじめを受けた生徒には継続的なケアを行い、学校復帰の支援や学習支援を行う。

②いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合

- ・その生徒の保護者の要望・意見を十分に聞き、当該保護者と今後の調査について協議し調査に着手する。

《いじめを受けた生徒が自死した場合の留意点》

亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることをめざして行う。

○遺族の要望・意見を十分聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

○在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

○遺族に対して主体的に、在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標・調査を行う組織の構成等、概ねの期間や方法、入手資料の取り扱い、遺族への説明のあり方、調査結果の公表に関する方針についてできる限り遺族と合意しておく。

○できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価を行う。

○情報発信、報道対応についてはプライバシーの配慮の上、正確で一貫した情

報提供を行う。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や自死の連鎖の可能性を踏まえ、WHOによる自死報道への提言を参考にする。

③いじめを受けた生徒及びその保護者に対する適切な情報提供

- ・いじめを受けた生徒や保護者に対して明らかになった事実関係を経過報告も含め適時適切な方法で説明を行う。
- ・関係者の個人情報に十分配慮する必要があるが、個人情報を盾に説明を怠ることがあってはならない。
- ・得られたアンケートについてはいじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者のその旨を説明する等の措置をする。

④調査結果の報告

- ・調査結果は必要に応じ県総務課に報告する。
- ・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合はその所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

